

## 公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 群馬県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）は、子どものけが防止や体力向上等を図るため、公立小学校の校庭を芝生化する市町村に対し、予算の範囲内において公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校を設置する群馬県内の市町村とする。

### (補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付条件を満たす事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 500平米メートル以上を芝生化すること

(2) 校庭の芝生化は、芝植え作業又は事前準備等に地域住民の協力があり、児童が芝植え作業に携わること

(3) 維持管理は、障害者又は地域住民の協力があること

2 障害者の協力を当たっては、原則として、群馬県教育委員会が実施する障害者雇用促進対策事業又は県立学校の実習に係る障害者に協力を求めるものとする。

### (補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第4条 補助の対象とする経費、補助率及び補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とする。

### (事業期間)

第5条 補助の対象となる期間は、初期費用については初年度のみ、維持管理費用については、初期費用の補助を受けた年度を初年度とした3年間を限度とする。

2 第3条第2項に定める障害者に協力を求めることができる期間は、前項維持管理費用に係る補助の対象となる期間と同一とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に事業計画書（様式2）及び必要書類を添えて、県教育長に提出するものとする。

### (事業計画の変更)

第7条 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）又は中止しようとするときは、変

更交付申請書（様式 3）に必要書類を添えて県教育長に提出し、県教育長の承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第 8 条 規則第 1 1 条の規定による実績報告書（様式 4）（以下「報告書」という。）は、事業報告書（別添 1）及び必要書類を添えて、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日又は補助事業完了後 3 0 日以内のいずれか早い日までに県教育長に提出しなければならない。

（額の確定）

第 9 条 県教育長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

（事業実施後の評価）

第 10 条 補助事業者は、全事業終了後、事業実施後の状況を評価し、県教育長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第 11 条 規則第 2 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定するものは、補助事業により取得した芝生（給排水設備等を含む。）及び備品とする。

2 規則第 2 1 条第 1 項ただし書きに規定する県教育長が定める期間は、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

3 補助事業者は、規則第 2 1 条第 1 項に定める県教育長の承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式 5）を県教育長に提出しなければならない。

4 県教育長は、前項の規定による承認申請書の提出を受けた場合、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の終期）

第 12 条 本補助金の新規実施校の採択は、令和 8 年度までとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めのないものについては、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

なお、改正前の令和5年度までに芝生化を実施した学校の継続分の維持管理費用については、補助上限額を1,680,000円とする。

## 別表

補助対象項目	補助対象経費	補助率	補助金の額
初期費用	芝張り、暗渠排水網整備、灌水設備、備品費（乗用芝刈り機、ロボット芝刈り機等）、その他県教育長が認めた経費	10/10以内	芝生化を行う面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じた金額と補助対象経費を比較していずれか低い方に補助率を乗じた金額とする（ただし、芝生化の補助を行う面積は、2,000平方メートルを限度とする）。
維持管理費用	散水費用、肥料代、冬芝種子代、消耗品費、芝刈り機の維持管理費用、目土、芝刈委託費、芝管理業務支援代、芝維持管理研修代等	10/10以内	補助対象経費（680,000円を限度とする）に補助率を乗じた金額とする。

注1) スポーツ振興くじ助成金を活用する場合、初期費用については、同助成金の補助対象経費の1/5以内の補助率とし、維持管理費用については、同助成金の補助対象経費の1/3以内の補助率とする。

注2) 土壌改良（土地に資材を投入して土壌の理化学性および生物性を改良すること）に係る経費は補助対象外とする。

注3) 芝植え作業を事業者に委託する経費は補助対象外とする。

注4) 芝刈りを事業者に委託した場合でも、維持管理について障害者又は地域住民の協力があることを交付条件とする。

様式 1

第 号  
年 月 日

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付申請書

○年度公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金について、公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式 2）
- (2) 補助対象経費内訳表（任意様式）
- (3) 事業実施予定箇所を記した配置図

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金事業計画書

1 事業実施校の概要

設置者名		学校名	
実施場所		実施面積	
着工予定日		完了予定日	

2 財源内訳

(単位：千円)

区分	県補助金	地方債	その他特定財源	一般財源	計
初期費用					
維持管理					

3 事業費算出内訳

(単位：千円)

区分	金額	主な品目名
初期費用		
補助対象経費 (※)		
補助対象外経費		
維持管理		
補助対象経費 (※)		
補助対象外経費		

(※)初期費用及び維持管理の補助対象経費については、その内訳を別紙(任意様式)にまとめ、併せて提出すること

4 補助金額の算出

(単位：千円)

区分	補助対象経費	比較事業費 (※)	AとBのいずれか少ない方	補助率	CとDの積 (千円未満切り捨て)
	A	B	C		D
初期費用					
維持管理					

(単位：千円)

補助金額 (Eの初期費用と維持管理の合算額)

(※)初期費用：芝生化を実施した面積(上限2,000㎡)に2,000円を乗じた額  
 維持管理：補助対象経費と同額(上限額680千円を越える場合は上限額)  
 ただし、令和5年度までに芝生化を実施した学校の継続分に係る維持管理費用については、1,680千円を上限額とする。

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金変更交付申請書

〇年〇月〇日付け〇号により交付決定を受けた事業について、その内容を変更したいので、公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額等

変更交付申請額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
既交付決定額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
差額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 変更事由

〇〇のため。

※ 添付書類

補助金交付申請書類のうち、内容が変更となる書類を添付すること。

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金実績報告書

〇年〇月〇日付け〇号により交付決定を受けた事業について、公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付要綱第 8 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- |   |                         |                |
|---|-------------------------|----------------|
| 1 | 交付決定額                   | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2 | 実績額                     | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
|   | (交付決定額のうち、不用額)          | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 3 | 添付書類                    |                |
|   | (1) 事業報告書 (別添 1)        |                |
|   | (2) 補助対象経費内訳表 (任意様式)    |                |
|   | (3) 最終的な交付決定通知書の写し      |                |
|   | (4) 配置図 (芝生化した箇所を示したもの) |                |
|   | (5) 求積表                 |                |
|   | (6) 契約書の写し (変更契約書等を含む)  |                |
|   | (7) 完成 (完了) 検査調書の写し     |                |
|   | (8) 支出額が確認できる資料         |                |
|   | (9) 完成写真                |                |
|   | (10) その他県教育長が必要と認めるもの   |                |

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金事業報告書

1 事業実施校の概要

設置者名		学校名	
実施場所		実施面積	
着工日		完了日	

2 財源内訳

(単位：千円)

区分	県補助金	地方債	その他特定財源	一般財源	計
初期費用					
維持管理					

3 事業費算出内訳

(単位：千円)

区分	金額	主な品目名
初期費用		
補助対象経費 (※)		
補助対象外経費		
維持管理		
補助対象経費 (※)		
補助対象外経費		

(※) 初期費用及び維持管理の補助対象経費については、その内訳を別紙(任意様式)にまとめ、併せて提出すること

4 補助金額の算出

(単位：千円)

区分	補助対象経費	比較事業費 (※)	AとBのいずれか少ない方	補助率	CとDの積 (千円未満切り捨て)
	A	B	C		D
初期費用					
維持管理					

(単位：千円)

Eの初期費用と維持管理の合算額	交付決定額	補助金額 (FとGのいずれか少ない方)
F	G	

(※) 初期費用：芝生化を実施した面積（上限2,000㎡）に2,000円を乗じた額  
 維持管理：補助対象経費と同額（上限額680千円を越える場合は上限額）  
 ただし、令和5年度までに芝生化を実施した学校の継続分に係る維持管理費用については、1,680千円を上限額とする。

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金財産処分承認申請書

公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金の財産処分について、公立小学校の校庭芝生化プロジェクト補助金交付要綱第 11 条第 3 項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

学校名	補助年度	補助金額	処分内容	処分予定 年月	備考

2 処分の理由

3 添付書類

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 処分する財産の活用計画
- (3) その他参考資料